

# ふるさと納税 「ワンストップ特例制度」

～平成27年4月以降の寄附から適用～

**※制度の適用を受けようとする場合は、下記に記載の内容をご理解いただいたうえで、裏面の申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。**

平成27年4月以降に寄附を行う「ふるさと納税」について、確定申告が不要な給与所得者等が、確定申告を行わなくても、確定申告を行った場合と同額が住民税から控除される仕組みの「ワンストップ特例制度」が始まりました。

今まで、所得税と住民税から控除されていたものが、この特例制度の適用を受けた場合は、本来所得税から控除すべき相当分を翌年度の住民税から控除するものです。

寄附情報も、確定申告した場合は、税務署から居住市区町村へ通知されていますが、この制度の適用を受けると、「ふるさと納税」を受けた市区町村から居住市区町村へ通知されることとなるため、確定申告が不要となります。

ただし、この制度の適用を受けるためにはいくつかの条件があり、次の条件すべてを満たす方に限られます。それ以外の方は、この制度の適用を受けることができませんので、今まで同様、確定申告が必要となりますのでご注意ください。

- ☞ 各種控除（医療費、住宅ローン、雑所得など）のための確定申告を必要としないこと。

申告特例申請書 2. ①に該当  ※チェックを入れてください

- ☞ 年間（1月～12月）を通し、「ふるさと納税」先の自治体が5個所以内であること。（平成27年は、4月～12月の期間中）

申告特例申請書 2. ②に該当  ※チェックを入れてください

（裏面～マイナンバー制度導入に伴う変更点）

# マイナンバー制度導入に伴い 申請書様式が変更となります

～平成 28 年 1 月以降の申請から適用～

マイナンバー制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月以降の申請から申請書様式が変更となり、マイナンバーの記入が必要となります。

また、なりすまし防止のため、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」の添付が必要となります。

## 【申請書に添付する書類】

	個人番号確認の書類	本人確認の書類
個人番号カードを持っている方	個人番号カードの裏のコピー	個人番号カードの表のコピー
通知カードを持っている方	通知カードのコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書
上記のカードをどちらも持っていない方	個人番号が記載された住民票の写し	※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が記載されているもの。